

中部運輸局
自動車交通部

令和4年7月13日 14時00分発表

連絡先 中部運輸局自動車交通部
旅客第二課 江口、北口、松本
Tel 052-952-8036

名古屋地区タクシーの運賃改定「必要」と判断

令和4年3月から6月にかけて、名古屋地区の法人タクシー事業者からタクシー運賃改定要請があり、運賃改定要請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が、名古屋地区の法人タクシー事業者の全体車両数の7割以上に達したため、運賃改定要否について検討を行った結果、運賃改定が必要と判断しましたのでお知らせします。

運賃改定要否の検討にあたって、運賃改定要請を行った事業者の中から標準的経営を行っている事業者（標準能率事業者）を選定し、実績年度（平成31年1月～令和元年12月）の収入及び原価などにより収支率を算定、実績年度の加重平均収支率が100%を下回っていたため、運賃改定が必要と判定したものです。

今後、標準能率事業者の中から複数の原価計算対象事業者を抽出し、原価計算書の提出を求め、運賃改定に係る審査手続きを経て、新運賃の公表を行ってまいります。

記

1. 運賃改定要請受付期間

令和4年3月31日～令和4年6月30日

2. 運賃改定要請状況

(1) 要請事業者数	60者	(地区法人事業者数	70者)
(2) 要請事業者車両数	4,878両	(地区法人車両数	5,232両)
(3) 要請率	93.23%		

3. 運賃改定要請の内容（普通車距離制運賃抜粋）

(1) 初乗運賃	<u>0.9～1.031km</u>	500～600円
----------	--------------------	----------

※現行上限運賃	1.031km	450円
---------	---------	------

(2) 加算運賃	<u>177～293m</u>	90～100円
----------	-----------------	---------

※現行上限運賃	231m	80円
---------	------	-----

【参考】

■標準能率事業者の選定基準

- ・次の基準に該当する者を除いた者を標準能率事業者とする

1. 原価標準基準

- (1) 1人1車制個人タクシー事業者及び小規模個人経営者（5両以下）
- (2) 3年以上存続していない事業者
- (3) 最近の事業年度（1年間）の期間中に事業の譲渡、譲受若しくは合併した事業者又は長期にわたって労働争議のあった事業者
- (4) 決算期を変更したため、最近1年間の実績収支の確定のできない事業者
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業を経営する事業者にあつては、全事業営業収入に対する乗用部門の営業収入の割合が50%に満たない事業者
- (6) 災害、その他の事由によって異常な原価が発生し、当該地域の原価の標準を算定するために適当と認められない事業者

2. サービス標準基準

- (1) 事業用自動車の平均車齢が、当該運賃適用地域の全事業者の平均値に比較して、特に高いと認められる事業者
- (2) タクシーサービスの著しく不良な事業者
- (3) 安全運行を怠り、事故を多発している事業者

3. 効率性基準

- (1) 運賃適用地域の事業者のうち、年間平均実働率の水準が、当該地域内の全事業者の上位から概ね80%の順位にある水準以下の事業者
- (2) 運賃適用地域の事業者のうち、生産性（従業員1人当り営業収入）の水準が、当該地域内の全事業者の上位から概ね80%の順位にある水準以下の事業者

連絡先 中部運輸局自動車交通部
旅客第二課 江口、北口、松本
Tel 052-952-8036

名古屋地区のタクシー運賃改定申請のお知らせ

令和4年3月31日、名古屋市のつばめ自動車株式会社から一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請書（運賃改定）が提出されましたのでお知らせします。

なお、名古屋地区（※1）において、本申請の日から3ヶ月の間に申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※2）が7割以上となった場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

1. 申請者

法人名：つばめ自動車 株式会社

住 所：愛知県名古屋市中区栄1丁目21番地17号

2. 運賃及び料金変更認可申請（普通車申請分）

【初乗運賃】

車種区分	申請運賃	現行運賃
普通車	1.0kmまで 500円	1.031kmまで 450円

【加算運賃】

車種区分	申請運賃	現行運賃
普通車	212mまで 90円	231mまで 80円

（※1）名古屋地区（運賃が適用される地域）とは？

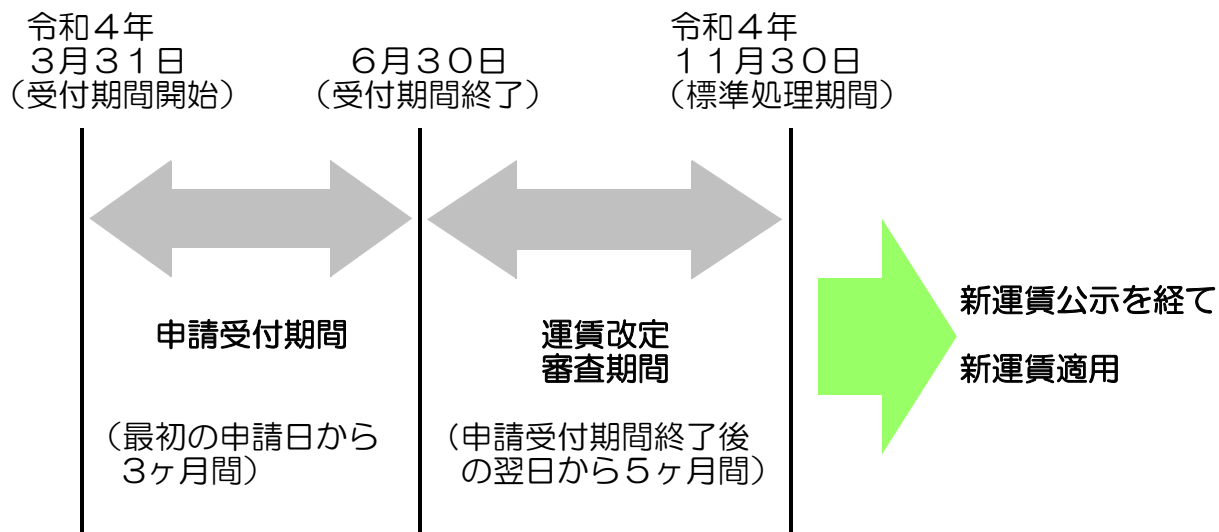
愛知県のうち、名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、海部郡大治町、海部郡蟹江町、海部郡飛島村（12市4町1村）

（※2）名古屋地区 事業者数及び車両数（令和4年3月31日現在）

事業者数：70者

車両数：5,232両 ※7割以上＝3,663両

【今後の予定スケジュール】



- ※ 申請受付期間中に、申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達しなかった場合、運賃改定手続は見送ります。
申請受付期間中に、申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達したものの、申請書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の実績年度及び実績年度の翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続は見送ります。